

総務委員会情報連絡

令和2年6月26日

報告事項件名

(1) 公職選挙法の一部改正の施行について 1

(選挙管理委員会事務局)

総務委員会情報連絡

令和2年6月26日

件名	公職選挙法の一部改正の施行について
所管部課名	選挙管理委員会事務局
内容	<p>地方公共団体議会の議員選挙の立候補届出をする際添えなければならない宣誓書に「住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること」を追加する公職選挙法の一部改正が施行されることとなったため、下記のとおり情報提供する。</p> <p>1 概要 改正前全ての選挙で立候補届出の際に添えなければならない宣誓書においては、「犯罪などにより被選挙権を有しない」「重複立候補者ではない」を誓うのみであったが、本改正により地方公共団体議会の議員選挙に限り「<u>当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること</u>」を追加して誓うこととなった。 なお、当該宣誓書において虚偽の誓いをした場合は、選挙管理委員会の告発を待って公職選挙法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪（30万円以下の罰金）の適用対象となる。なお、刑が確定した場合公職選挙法第252条第1項により5年間公民権停止の措置を受ける。</p> <p>2 法改正の目的（総務省通知 総行選第35号抜粋） 住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 公布・施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公布日 令和2年6月10日 ・ 施行期日 令和2年9月10日
問題点・今後の方針	<p>本改正の対象となる東京都議会議員選挙及び足立区議会議員選挙において、立候補予定者説明会・事前審査・立候補届受付の際に本改正内容を説明するとともに、虚偽の宣誓は公民権停止を伴う虚偽宣誓罪の適用対象であることを周知していく。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文(抄)

○ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) (抄) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)</p> <p>第八十六条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書(参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書)その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>一 参議院(選挙区選出) 議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができなない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書</p> <p>二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込ま</p>	<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)</p> <p>第八十六条の四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の文書には、第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができなない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書(参議院選挙区選出議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の代表者の証明書)その他政令で定める文書を添えなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

れること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

5
5
11
(略)

(新設)

(新設)

5
5
11
(略)